

やまぐち女性の活躍推進事業者 募集要項

1 趣 旨

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現する気運の醸成を図るため、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行うことを宣言する事業者（やまぐち女性の活躍推進事業者）を募集し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、宣言内容を広く県民等に紹介します。

2 対 象

山口県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業者で、次の要件を全て満たす者を対象とします。

- (1) やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度による認証を受けていること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項又は第7項に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出ていること。
- (3) 法令に違反する重大な事実がないこと。

3 申請方法

下記7の申請先に、以下の書類を郵送又は持参により提出してください。なお、申請書は、県のホームページからもダウンロードできます。

(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/support_2/about.html)

- (1) 申請書（別紙様式1）
- (2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し
- (3) 都道府県労働局へ提出した女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し

※やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度との同時申請も可能です。同時申請をする場合は、共通様式の申請書をご利用いただくと便利です。

※女性活躍推進法第16条では、常時雇用する労働者数が301人以上の事業者に対して、女性の活躍に関する状況の情報の公表を義務付けています（300人以下の事業者は努力義務）。女性活躍推進事業者宣言制度のホームページでは、一般事業主行動計画の公表と併せて、女性の職業選択に関する情報の公表を行うことができます。希望される場合は、当該情報を掲載した資料（様式任意）を併せて提出してください。なお、この時、更新時点を明記してください。

【参考：女性活躍推進法第16条】

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

4 登録

- (1) 申請のあった事業者について、県は、やまぐち女性の活躍推進事業者名簿に登録し、事業者の概要および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を県のホームページに掲載します。なお、必要に応じて実地調査を行う場合があります。
- (2) 宣言事業者には、やまぐち女性の活躍推進宣言登録証を交付します。
- (3) 宣言事業者は、広告や名刺等に、やまぐち女性の活躍推進事業者であることを表示することができます。
- (4) 女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の計画期間が終了し、新たな一般事業主行動計画を策定した場合は、策定後の「3」の書類を提出してください。なお、この時、「2」の要件を引き続き満たしていることが必要です。

5 支援内容

県は、やまぐち女性の活躍推進事業者に対し、下記に掲げる支援を行います。

- (1) 広報による支援
事業者名や取組内容などを、次の手段により積極的に広報します。
 - ホームページでの紹介
 - 大学・高校やハローワーク等各種就職支援窓口への情報提供
 - 県の各種広報媒体を活用したPR 等
- (2) 活動支援
県の実施するセミナーの情報等、女性の活躍推進に関する各種情報の提供を行います。
- (3) 県中小企業制度融資「女性活躍応援資金」
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の実施等のために必要な費用について、県中小企業制度融資「女性活躍応援資金」を利用することができます。

融資対象	女性が働きやすい職場環境づくりや女性活躍促進事業計画に基づく女性の職場における活躍促進のための環境づくりなどに積極的に取り組む中小企業者等（「やまぐち子育て応援企業」、「やまぐちイクメン応援企業」又は「やまぐち女性の活躍推進事業者」に限る）
融資限度額	50,000 千円（運転は 20,000 千円限度）
融資利率	5 年以内：年 1.9%（年 1.7%） 5 年超：年 2.0%（年 1.8%） ※（ ）は、責任共有制度対象外となるものについて適用。
保証料率	年 0.34～1.76% ※ 責任共有制度の対象となるものは、0.34%～1.45%、対象外となるものは、0.40～1.76%が適用されます。
融資期間	運転：5 年（うち据置 1 年）以内 設備：10 年（うち据置 2 年）以内
保証人	原則として法人の代表者以外は不要
担保	必要に応じて徴求

※融資を受けようとする方は、事業規模、業種等について、条件があります。詳細については、経営金融課経営支援班（TEL 083-933-3188）にお尋ねください。

6 変更の届出

下記の内容に変更があった場合は速やかに変更届出書(別記様式3)に必要事項を記入し、下記7の申請先まで、郵送又は持参により提出してください。なお、変更届出書は県のホームページからもダウンロードできます。

(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/support_2/about.html)

- (1) 事業者名
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の内容

7 申請先及び問合せ先

② 申請書は郵送、eメール又は持参により提出してください。

さい。

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部 男女共同参画課

電話：083-933-2630

FAX：083-933-2639

電子メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/index/>